

長野県介護ロボット導入支援事業案件選定委員会設置要領

平成30年8月30日付30地福第418号
最終改正 令和3年6月17日付3介第246号

(目的)

第1 この要領は、長野県地域医療介護総合確保基金事業として行う「介護ロボット導入支援事業」(以下「事業」という。)の事業採択を適正かつ公平に行うことを目的とする。

(設置)

第2 前条の目的を達成するため、長野県介護ロボット導入支援事業案件選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第3 委員会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 介護支援課長
- (2) 介護支援課計画係長
- (3) 介護支援課サービス係長
- (4) 介護支援課施設係長
- (5) 健康福祉政策課経理係長

2 委員長は、介護支援課長が務めるものとする。

(審議事項)

第4 委員会は、事業の交付申請について審査を行い、事業の採択可否、優先順位及び申請1件あたりの補助限度額等、事業採択に関する決定を行う。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じ委員長がその都度招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

4 委員会の会議は、秘密会とする。

5 委員長は、必要に応じて、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

6 特別の理由がある場合は、第1項の規定にかかわらず持回り審議をもって委員会の会議に替えることができる。この場合においては、過半数の委員の決裁を得るものとする。

(事務の所管)

第6 委員会の事務は、健康福祉部介護支援課介護人材係が所管するものとする。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年8月30日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月17日から適用する。